

2023年9月12日

お客さま 各位

株式会社 山口銀行

当行のインボイス制度への対応に関するお知らせ

2023年10月より開始されるインボイス制度（適格請求書等保存方式）において、当行が発行する適格請求書（インボイス）について、以下のとおりお知らせいたします。

なお、インボイスはお客さまが仕入税額控除を受けるために必要となりますので、大切に保管いただくようお願いいたします。

1. 適格請求書発行事業者登録番号

T 4 2 5 0 0 0 1 0 0 6 5 0 5

2. 当行が発行する領収書等について

(1) 営業店窓口等でお支払いいただく手数料について

- ① 営業店窓口等で各種手数料（両替手数料、融資関連手数料等）をお支払いいただいた場合、インボイスの要件を満たした「領収書」を発行いたします。
- ② 営業店窓口にて備え付けの振込依頼書をご利用してお振込いただいた場合、「振込金（兼手数料）受取書」を振込手数料のインボイスとして発行いたします。

(2) 預金口座からの引き落としでお支払いいただく手数料について

預金口座からの自動引き落としでお支払いいただいた手数料につきましては、原則月単位により、インボイスの要件を満たした「お知らせ」を郵送いたします。

また、「法人インターネットバンキング振込手数料」「E B振込手数料」「口座振替手数料」「残高証明書発行手数料」等につきましては、2023年10月お取引分から、インボイスの要件を満たした「お知らせ」を新たに郵送するよう変更いたします。

3. ATMおよび両替機でのお取引について

ATMおよび両替機で発生する手数料は原則として3万円未満のため、インボイスの交付が不要なお取引となります。

お客さまが一定の事項を記載した帳簿を保存することで、消費税の仕入税額控除を受けることが可能となります。

以 上